

医療の国際展開に係る取組について

設立背景

平成25年4月、第6回日本経済再生本部（本部長 安倍内閣総理大臣）による政策対応

- ・内閣官房長官は関係閣僚を束ね、**日本の医療技術・サービスを国際展開**するため、**新たに創設される組織母体**が中核となって行われる**医療機関、関連企業等による国際事業展開活動**を、経済協力をはじめ、あらゆる手段を動員して支援すること。

平成25年5月10日 医政局内に、「医療国際展開戦略室」を設置（平成26年4月1日 医療国際展開推進室に改組）

基本的な考え方

健康寿命・高い医療水準に関する知見・経験の共有

途上国の医療水準の向上に向けた人材育成等

我が国医療への信頼醸成

我が国の医薬品・医療機器の浸透

アウトバウンド業務

- ・日本の経験や知見を活かし、相手国の医療・保健分野の政策形成支援（ユニバーサルヘルスカバレッジなど）
 - 「医療・保健分野における協力覚書」の締結による2国間協定交流の促進
 - 医療技術、医薬品、医療機器に関する人材育成
- ・医療技術等国際展開推進事業
 - 相手国のニーズにあった医療機器の研究開発
- ・開発途上国・新興国等における医療技術等実用化研究事業
- ・WHO事前認証及び推奨の取得並びに途上国向けWHO推奨医療機器要覧掲載推進事業
- ・国際機関の調達枠組を活用した医薬品・医療機器産業等の海外展開促進・調査事業

インバウンド業務

- ・訪日観光客や在留外国人を対象とした、外国人受入体制の構築
- ・医療機関における外国人患者受け入れ環境整備事業
- ・外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業

アジア・中南米を中心に28ヶ国と締結
(※) バーレーン、トルクメニスタン、カンボジア、ラオス、ミャンマー、トルコ、ベトナム、メキシコ、ブラジル、インド、カタール、イラン、フィリピン、タイ、ロシア、アメリカ、サウジアラビア、デンマーク、フィンランド、ブルネイ、モンゴル、中国、ベラルーシ、リトアニア、イタリア、キューバ、キルギス、ウクライナ
(締結順)

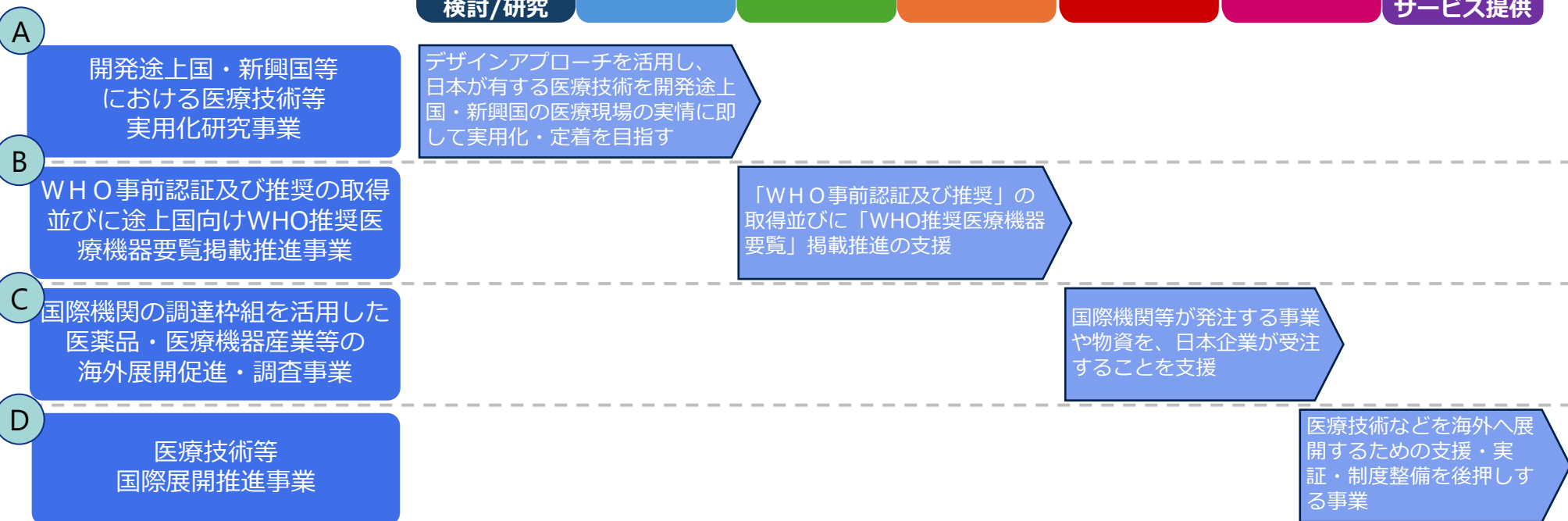


主要業務

医療国際展開推進室の事業の概況（アウトバウンド）

○ 医療国際展開推進室は、質の高い医療技術と医療製品を低中所得国にあう形で住民に届けることができるように、以下の4事業を展開しています。

- A 開発途上国・新興国等における医療技術等実用化研究事業
- B WHO事前認証及び推奨の取得並びに途上国向けWHO推奨医療機器要覧掲載推進事業
- C 国際機関の調達枠組を活用した医薬品・医療機器産業等の海外展開促進・調査事業
- D 医療技術国際展開推進事業



アウトバウンド施策の主な成果

厚労省は国際公共調達や人材交流を通して医療の国際貢献をしてきた

事業化件数

2件

/10年間
(12案件)

A

開発途上国・新興国等における医療技術等実用化研究事業

PQ取得に関する
支援数

30件

/8年間

B

WHO事前認証及び推奨の取得並びに途上国向けWHO推奨医療機器要覧掲載推進事業

国際公共調達の
日本企業の受注額

約**1.6倍**

/4年間

C

国際機関の調達枠組を活用した医薬品・医療機器産業等の海外展開促進・調査事業

事業で育成した
保健医療従事者数

18万人

以上
(39ヶ国)

D

医療技術等
国際展開推進事業